

【書評】 栗辻悠「学説彙纂第 5 0 卷第 1 6 章邦訳」（ローマ法雑誌第 4 号 1-99 頁）、林智良『『学説彙纂』第 1 7 卷第 1 章（委任訴権又は委任反対訴権）邦訳」（ローマ法雑誌第 4 号 100-162 頁）

宮坂 渉

## 1. 総論

本誌 4 号において、栗辻悠氏により学説彙纂 50 卷 16 章（以下、邦訳①）の、そして林智良氏により同 17 卷 1 章（以下、邦訳②）の邦訳が公表された。同時に、というのは偶然のことと思われるが、『キケロー選集』や『西洋古典叢書』のおかげで古代ラテン語・ギリシャ語の文献へのアクセスが飛躍的に容易になった昨今、ローマ法研究にとって最重要史料の一つである学説彙纂を日本語で読むことができる機会が増えたことは非常に喜ばしい。「ローマ法という学問領域を取り巻く昨今の諸事情に鑑みると、法文史料それ自体が遺しているローマ法の姿を可能な限り多くの読者に伝えようとすることは、ますます重要になってきているのではなかろうか」（邦訳①2 頁）との栗辻氏の指摘に評者も大いに賛同したい。

それだけにローマ法研究者にとって悩ましいのが、学説彙纂各巻各章のいずれを邦訳の対象とするか、そして、それをどのように訳出するか、という問題である。前者については、上記の指摘に鑑みれば、いまだ邦訳が存在しない箇所や邦訳が待たれるところではあるが、邦訳には各巻各章が取り扱う主題についての高度の専門性が要求される以上、訳者の専門領域と問題関心が対象の選択を左右することもまた当然のことである。後者については、訳文のみを示し、内容の解説は自他の論説に譲る、という仕方があり得る一方で、読

者の煩を省き、理解を促すために、ラテン語原文との対訳とする<sup>1</sup>、可能な限り解説を付す<sup>2</sup>、といった工夫を施すことも考えられるし、実際に試みられてきてもいる<sup>3</sup>。その意味では、邦訳①は訳出の意図、50 巻 16 章内部での相互参照、学説彙纂の他の法文の参照指示といった脚註が比較的多いものに対して、邦訳②は校訂にかんする最小限の情報提供に止められている点では対照的であるものの、対訳という形式を採っておらず、解説も付されていない点で、シンプルな作りとなっている。その理由の一つとしては、邦訳①については

---

<sup>1</sup> 例えば、津野義堂「翻訳 学説彙纂（ディーゲスタ）6 巻 2 章 プーブリキアーナ対物訴訟について」比較法雑誌 41 巻 1 号（2007 年）61-80 頁。

<sup>2</sup> 学説彙纂 2 巻 15 章 8 法文のみを対象とするものではあるが、各項に対する詳細な解説が付されている例として、五十君麻里子「古代ローマにおける扶養に関する和解をめぐる手続について—マルクス・アウレリウス帝演説に基づく公的介入」法政研究 87 巻 3 号（2020 年）33-61 頁。

<sup>3</sup> いずれがヨリ望ましいか、という議論は評者の意図するところでない。評者の担当する西洋法制史の授業では、受講生に対して可能な限り史料に即して説明することを心掛けている。その際、邦訳された史料の存在自体、極めて有難い。他方で、受講生が史料を読んで自ら解釈した内容をレポートに記載するよう求めているが、その際には解説の存在が受講生にとって大きな助けとなる。また、ラテン語原文が直ちに参照できることは、受講生がラテン語ひいてはローマ法に関心を持つきっかけともなる。

柴田光蔵氏の先行研究（以下、柴田（2013））<sup>4</sup>が、邦訳②については林氏自身のそれ（以下、林（2008））<sup>5</sup>があり、これらに拠っていることが挙げられよう。

柴田（2013）は、ローマ法に遡る大陸法系の法律家の「コモンセンス」<sup>6</sup>が、「日本固有・伝来・土俗の法感情・法感覚・法意識をなおもひきずっている世間一般の賢明な人々のもっているコモンセンスとはあまりしっくりとはいかないところがある」との問題意識から、「『ローマ法学者のコモンセンス』なるものは、ひょっとすると、古代に生まれ育ったローマ法をいわば「祖母法」とする「日本法（具体的には、日本の私法）の世界でも、それなりにスムーズ

---

<sup>4</sup> 柴田光蔵「ローマ法学者のコモンセンス—『学説彙纂』第五〇卷第十六章を素材として」、京都大学法学部百周年記念論文集刊行委員会編『京都大学法学部創立百周年記念論文集 第1巻 基礎法学・政治学』1-51頁所収、有斐閣、1999年。当該論稿には、柴田氏の手によるROMAHOPEDIA、[D]部門、2013年（<http://hdl.handle.net/2433/175506>で閲覧可能）からアクセスできる（以下、柴田（2013）と省略）。本稿は後者を参照する。

<sup>5</sup> 林智良『『学説彙纂』第17巻第1章（委任訴権あるいは委任反対訴権）についての覚え書き—第1・2法文と全体の構成をめぐって』奈良法学会雑誌20巻3・4号（2008年）49-61頁（以下、林（2008）と省略）。

<sup>6</sup> 柴田（2013）1-2頁によれば、「『コモンセンス』という言葉は、すでにいくらか日本語化している外来語であって、これは、「常識」・「良識」・「人々に共通の了解事項・うけとめた・発想」といった意味」とされる。

にうけいれてもらえるかもしれない」との見通しの下、学説彙纂 50 卷 16 章を、「『学説彙纂』全体の最終の章となっている第五〇卷第一七章「古法の各種の法範について〈De diversis regulis juris antiqui〉」とあわさって、一種の総括的な部分となって」おり、「これらは、実は、「ローマ法学者のコモンセンス」というものをたぐりよせるのもっとも適したデータ集」であると捉えて（1-4 頁）、その構成と内容の分析を行っている（これについては後述）。

邦訳①は、学説彙纂 50 卷 16 章及び 17 章が「他の章におけるような法領域的な限定がない」点で「学説彙纂の掉尾を飾る特徴的な 2 章であると評しうる」（2 頁）とする外、学説彙纂 50 卷 16 章「の記述は体系立っているとは言い難いうえに・・・本章それ自体の中でさえ重複する内容も少なくない雑駁な説明の寄せ集めのようにも見え」（5 頁）ることから、「『学説彙纂』の中で最も面白くない」ものであるとの柴田（2013）の評価に賛同する等、柴田（2013）と通底する部分がある。他方で邦訳①は、本章を通じて「ローマ法の世界における語句の特有の用法を、専らローマの法学者自身の言葉によって」「具体的に数多く知ることができる」がゆえに、本章は「ローマ法文の邦訳作業において大きな重要性を持つ」（6 頁）とする点で、柴田（2013）との違いも見取ることができる。

林（2008）は、学説彙纂 17 卷 1 章の全体的構成について概観した上で、冒頭の 2 法文を訳出して検討している。それによれば、「第一法文で委任契約の全体的特徴を論じ、第二法文で契約関係者の利益という観点から委任契約の成立如何」が論じられているのに対して、「第三法文から第六二法文では、委任契約に関わる更に個別具体的な学説・ルールと個別事例の検討が展開」され、「全体として

アド・ホックな議論の集積ないしアンソロジーという印象を与える」(50頁)との評価が与えられている。すなわち、第1法文は「委任契約を他から区別するものとして」「(一) 諾成契約、(二) 形式の自由、(三) 無償契約という特徴」が挙げられており、「同章では異例に抽象的・概括的な記述」であるとされる。次いで第2法文は「委任契約を委任者(私)、受任者(君)、第三者における利益の有無という観点から分類し、受任者のみの利益となるような委任契約からは債務関係(obligatio)が生じないと論ずる」ものであり、そのような理解はガイウスならびにユスティニアヌス帝の各『法学提要』にも見られることが指摘される(54-55頁)。

邦訳②は、林(2008)の訳文の一部を改める外、同章のいくつかの法文が林氏のその後の研究の端緒となったことが述べられるのみで、同章の構成の基本的な理解には変化がないと考えられる。

さて、ここで敢えて柴田(2013)並びに林(2008)に言及したのは、いずれにおいても邦訳の対象とした章の構成について論じているからである。林(2008)は、学説彙纂17巻1章の各法文ごとに、著者名、標題、巻数、行数を列挙して、同章の構成について概観している(51頁)。柴田(2013)は同様の作業結果を踏まえた上で、(ウルピアーヌス、パウルス等)著者は異にする法文が、抜粋元である『告示註解 ad edictum』『サビーヌス註解 ad Sabinum』といった同一の著作形式ごとにまとめられ、いくつかの群を形成していることを指摘する。例えば、学説彙纂50巻16章の第1法文から第77法文までは『告示註解』から抜粋された法文群(A<sub>1</sub>群)、同様に第78法文から第82法文までは『プラウティウス註解 ad Plautium』(G群)、第118法文から第123法文までは『クイントゥス・ムーキウ

ス註解 ad Quintum Mucium』(F 群)、第 128 法文から第 153 法文までは『ユーリウス・パーピウス法註解 ad legem Iuliam et Papiam』(B 群)、第 159 法文から第 181 法文までは『サビーヌス註解』(C 群)、第 233 法文から第 238 法文までは『十二表法註解 ad legem duodecim tabularum』(E 群) から、といった具合である (8-13 頁)。特に注目すべきなのは、第 182 法文から第 197 法文までは再び『告示註解』からの法文群 (A<sub>2</sub> 群) であること、そして、A<sub>1</sub> 群には例えばウルピアーヌス『告示註解』第 1 巻から第 25 巻までの抜粋が第 1 法文から第 38 法文まで原典の順番通りに並べられているが、第 27 巻から第 50 巻までの抜粋は A<sub>2</sub> 群に、そして第 56 巻から第 80 巻までの抜粋は A<sub>1</sub> 群に戻って第 40 法文から第 73 法文までに、いずれも原典の順番通りに登場する、という指摘である。このことはパウルス『告示註解』にも概ね当てはまる、とされる。また、ウルピアーヌス、パウルス、ポンポーニウスの『サビーヌス註解』についてもほぼ原典の巻の配列順序であること、さらには、このような配列の仕方が学説彙纂 50 巻 17 章にも見られることが指摘されている (13-15 頁)。

柴田 (2013) には特段の言及がないが、このような特徴は 19 世紀前半に Friedrich Bluhme によって指摘されており<sup>7</sup>、今日では Massentheorie<sup>8</sup>と称される。Massentheorie は、学説彙纂の編纂過程を

<sup>7</sup> Friedrich Bluhme, Die Ordnung der Fragmente in den Pandectentiteln, Zeitschrift für geschichtliche Rechtswissenschaft, 4. Band, 1820, S. 257–472.

<sup>8</sup> 評者の理解するところでは、学説彙纂 50 巻 16 章におけるウルピアーヌス『告示註解』からの奇妙な抜粋の仕方は、Massentheorie によれば次のように説明される。法学者たちの著作の検討作業は、まず『サ

解明するための重要な仮説として、多くのローマ法研究者がその検討と修正とを試みている<sup>9</sup>。この仮説は学説彙纂の各巻各章の配列

---

ビュヌス註解』(ウルピアーヌス、パウルス、ポンポーニウスの計103巻)を担当する作業グループ(第1グループ)によって開始された。数週間後、『告示註解』を担当する作業グループ(第2グループ)が作業を開始した。第1グループが作業を終えた段階で、第2グループの作業はまだ途上であり、ウルピアーヌス『告示註解』で言えば第25巻までの作業が終わったに過ぎなかった。そこで両グループは作業を分担し、第26巻から第55巻までを第1グループが引き取り、第56巻から第81巻までが第2グループに残されることとなった。その結果、第2グループが担当した部分からの抜粋がA<sub>1</sub>群に、第1グループが担当した部分からの抜粋がC群とA<sub>2</sub>群とに配列されることとなった。A<sub>1</sub>群の後に登場する『プラウティウス註解』『クイントゥス・ムーキウス註解』『ユーリウス・パーピウス法註解』も第2グループが担当したと考えられている。

なお、第218法文と第219法文はそれぞれパーピニアースの『質疑録 quaestionum』『回答録 responsorum』、第220法文はカッリストラートゥス『質疑録』、第221法文はパウルス『回答録』、第222法文はヘルモゲニアース『法の抄録 iuris epitomarum』、第223法文は『パウルス意見集 Pauli sententiae』からの抜粋であるが、Massentheorieによれば、これらを担当したのは第3グループであった。これらの後に配列されている『十二表法註解』も同グループに割り当てられたと考えられている。

<sup>9</sup> 例えば、Tony Honoré, *Justinian's Digest: The Distribution of Authors and Works to the Three Committees*, *Roman Legal Tradition*, vol. 3, 2006, p. 1-47; David Pugsley, (Lecture) *From the Law of Citations to Justinian's Digest*, 比

を説明するのにも有用であると考えられる<sup>10</sup>。その意味で、学説彙纂の、特に 50 卷 16 章の邦訳は、このような議論の理解に資するこ

---

較法雑誌 51 卷 2 号 (2017) 1-26 頁。後者は 2016 年に津野義堂氏によって日本に招聘された David Pugsley 氏が東京と名古屋で開催した講演に基づいており、評者もその際に Massentheorie について学ぶ機会を得た。David Pugsley, *Justinian's Digest and the Compilers*, vol. I (1995), vol. II (2000), vol. III (2007), University of Exeter にはこのテーマに関する Pugsley 氏の論稿が多数収められている。

<sup>10</sup> 林 (2008) 51 頁の一覧によれば、第 1 法文から第 14 法文までは、ガイウス『日用法集 cottidianarum』(第 2 法文及び第 4 法文) とパーピニアヌス『回答録』(第 7 法文) が間に挟まっているものの、概ねパウルス『告示註解』32 卷並びにウルピアーヌス『告示註解』31 卷からの抜粋が配列されている。第 15 法文及び第 17 法文から第 21 法文までは『サビーヌス註解』からの抜粋が見られるが、第 16 法文にはウルピアーヌス『告示註解』31 卷、第 22 法文にはパウルス『告示註解』32 卷が配列されている。もっとも、これらの『告示註解』はいずれも『サビーヌス註解』を担当した第 1 グループに振り分けられた巻である。さらに、第 26 法文もパウルス『告示註解』32 卷、第 27 法文も第 1 グループに振り分けられたガイウス『属州告示註解』9 卷である。第 23 法文から第 25 法文までは第 3 グループが担当したとされるヘルモゲニアヌス『法の抄録』と『パウルス意見集』が配列されているとはいえ、第 1 法文から第 27 法文までが第 1 グループの担当箇所をベースとしている、ということはいえそうである。第 28 法文以降は Massentheorie による説明は難しいところであるが、第 53 法文から第 60 法文までは、パーピニアヌス、パウルス、スカエウオラの『質疑録』『回答録』がまとめて配列されている。

と大であろう。

## 2. 各論

邦訳①及び邦訳②を合わせると 300 を超える法文を逐条解説することは評者の能力を超えることであり、各訳者の手による解説あるいは他の研究者による検討を待ちたいと考える。ここでは各論として、評者が関心を持っている法文について気が付いたことを述べる。

### 2.1. 邦訳①について

第 50 巻第 16 章第 236 法文（ガーイウス『十二表法註解』4 巻）では、薬物 *venenum* という名称について論じられている。ガーイウスは、「薬物 *venenum*」と述べる者は、それが良いものか悪いものかを付け加えるべきである」（93 頁）と言う。その次の一文は、「摂取者の身体状況と摂取物とを置き換える全てのものが薬物という名称に含まれるので」との訳であるが、動詞 *mutat* が *adhibitum* と *naturam* とを二重の対格目的語として取るとの理解であろうか。一方で、*adhibitum* を「投与されたものが」という主格と、*naturam* を「(投与された者の) 体質を」という目的語と理解することも可能ではないか<sup>11</sup>。

ところで同法文は、ローマ人が「薬物」と呼ぶものをギリシャ人

---

<sup>11</sup> この点については、2024 年 2 月 9 日の上智ローマ法研究会（オンライン）にて、清水悠氏から指摘があり、同氏の了解を得て、ここに記すものである。同研究会では他にもご参加の諸先生方から貴重なご指摘を頂戴した。併せて御礼を申し上げたい。

は「ファルマコン φάρμακον」と呼んでおり、薬になるものと害となるもののがその名称に含まれること、両者を区別するために相異なる表現が付け加えられる (adiectioe alterius nomine) ことを伝える。そして、その例として詩人ホメーロス『イーリアス』の一節 (第 4 歌 230 節) を引用している (93 頁註 143)。

「薬物は、調じれば多くが良薬となるが、多くが毒ともなる φάρμακα, πολλὰ μὲν ἐσθλὰ μειγμένα πολλὰ δὲ λυγρά」。

この一節は、トロイアから帰還しない父オデュッセウスを待ち切れず、父を探す旅に出た息子テーレマコスが、スパルタのメネラーオス王と彼によって連れ帰られたヘレネーの元を訪れた際に、テーレマコスを迎える酒宴においてヘレネーが酒に混ぜた、悩みを忘れる薬について述べられている箇所である。この薬は元々エジプト人女性がヘレネーに与えたものであって、エジプトでは数多くの薬草が採れ、良薬 φάρμακα ἐσθλὰ もあれば毒薬 φάρμακα λυγρά もあるが、エジプト人は誰もが薬物についてはよく知っている、したがってこれも妙薬である、と説明されている。このように、薬物 φάρμακα に「良い ἐσθλὰ」及び「毒の λυγρά」という相異なる表現が、区別のために付け加えられる、というのである。

まず興味深いのは、この法文がガーイウスの『十二表法註解』4 巻から抜粋されている、という点である<sup>12</sup>。このことから Bruns 及

<sup>12</sup> 学説彙纂 50 巻 16 章のうち、ギリシャ語が登場する項は、管見の限りでは、236 法文首項を含め、13 箇所である (5 法文 1 項、19 法文、30 法文 2 項、38 法文、144 法文、163 法文 1 項、177 法文、205 法文、233 法文 2 項、236 法文首項及び 1 項、239 法文 2 項及び 4 項)。なお、ガーイウス『十二表法註解』においてギリシャ語

び Riccobono はこの一節を十二表法 VIII 表 25 に配列している。おそらく、薬物による毒殺という不法行為の一種として、不法行為についての規定が集められていたとされる、VIII 表に位置付けられたと考えられる。もっとも、近時では Crawford のように、同法文を VIII 表に配列しない校訂も存在する。なるほど、「薬物」と述べる者が、それが良薬であるか毒薬であるかを相手方に明示しなかったことで、不法行為責任を問われる、という事例は想定し難いように思われる<sup>13</sup>。

次に注目すべきなのは、同法文が、ローマ法文史料におけるホメーロスの『イーリアス』『オデュッセイアー』からの引用の一例である、という点である<sup>14</sup>。先行研究を基に計算すると<sup>15</sup>、ガーイウス『法学提要』で 1 箇所 1 例、ユースティニアヌス帝（以下、ユ帝）『学説彙纂』で 8 箇所 11 例、ユ帝『法学提要』で 4 箇所 3 例、ユ帝が発出した *constitutio omnem rei publicae* で 1 箇所 1 例となる。

---

が登場する項は、10 卷 1 章 13 法文、47 卷 22 章 4 法文、50 卷 16 章 233 法文 2 項、同章 236 法文首項及び 1 項である。

<sup>13</sup> この点につき、上記（前掲註 11）の研究会において、沼宮内綱氏から、この一節は医師の医療行為責任についての規定ではなかったか、との指摘を頂戴した。

<sup>14</sup> この問題については、2017 年 8 月に、国際基督教大学名誉教授の川島重成先生が主宰された研究会で報告の機会を賜った。上記（前掲註 11）の研究会での報告は、2017 年の報告を基にしたものである。

<sup>15</sup> Peter Blaho, *Abgrenzung zwischen Kauf und Tausch in der Dichtung des Homer*, in: Eva Jakab, Wolfgang Ernst (Hrsgg), *Kaufen nach Römischem Recht: Antikes Erbe in den europäischen Kaufrechtsordnungen*, Springer-Verlag, 2008, 53-60.

なかでも、『イーリアス』第7歌472-475節は、売買の起源、売買と交換との区別に関連付けられ、ガーイウス『法学提要』3巻141節、学説彙纂18巻1章1法文1項（パウルス『告示註解』33巻）、ユベリウス『法学提要』3巻23章2節のすべてで引用されている。また、学説彙纂18巻1章1法文1項では、『イーリアス』第6歌234-235節及び『オデュッセイアー』第1歌430節も引用されている<sup>16</sup>。このように、時代を超えてローマ法学者に引用され続けたホメロスの叙事詩であるが、著者により、そのテキストの性格により、さらには時代により、引用の仕方、引用の意図、テキストの理解に違いが見られるかどうか等、興味深い問題が含まれているように思われる<sup>17</sup>。

## 2.2. 邦訳②について

第17巻第1章第22法文（パウルス『告示註解』32巻）第8項では、次の事例が問題とされる。私が君に負っている債務を、君の奴隷が私の名義で *meo nomine* 弁済するよう、君の奴隷に委任した。ネラーティウスによれば、君の奴隷が弁済のための資金を第三者から借り受けたが、君の会計帳簿にはあたかも私から金銭を受領したかのようにその金銭の受け入れ記入をした場合、私は君に対して負う債務から解放されることもないし、君が私に対して委任反対訴権を有することもない、なぜなら、君の奴隷は、債権者から受領した貨幣を私の名義で君に与える、という「かたち」で受領しなければ

<sup>16</sup> これらの法文については、Okko Behrends, *Der ungleiche Tausch zwischen Glaukos und Diomedes und die Kauf-Tausch-Kontroverse der römischen Rechtsschulen*, in: *Historische Anthropologie*, C. F. Müller, Band 10, 2002, 245-266 を初めとして多数の先行研究がある。

<sup>17</sup> これについては別稿で論じる予定である。

ならないからである。そうしてはじめて、私は君に対して負う債務から解放され、君は私に対して委任反対訴権を有することになる。

なお、その後の箇所では、*nec referre, alius quis an idem ipse servus nomine tuo quod pro me solvebatur acceperit*が「私の利益となるように君の名義で支払われるところのものを、ほかのだれかが受領したのかそれとも奴隷自身が受領したのかは重要でない」と訳されている。しかし、文法的に見て、*nomine tuo*は*quod*節の中の*solvebatur*ではなく、*acceperit*にかかると解し得る。また、*solvebatur*の時制は未完了過去である。さらに、*pro*は「～の代わりに」を意味し得る。それまでの文脈を踏まえると、*pro me solvebatur*は「私の代わりに〔債権者によって君の奴隷に対して貸付金として〕支払われた」の意であろう。したがって、「私の代わりに支払われたところのものを、君の名義で受領したのが他の誰かであるか、それとも奴隷自身であるかは重要でない」と訳し得よう。

ところで、「君」の奴隷が君の会計帳簿に「私」から金銭を受領した」と記載した場合、なぜ「私」は債務から解放されないのか。第1に、ガイウス『法学提要』3.131が、現金出納記入は、移転記入とは異なり、債権債務関係を発生させず、金銭が支払われた場合も物によって債権債務関係が発生するのであって、その証拠を提供するに過ぎない、と述べていることから、実態と異なる内容を帳簿に記入するだけではそれに対応する権利関係の変動は生じない、と言うことができよう。第2に、上記の記載はガイウス『法学提要』3.168-181で述べるいずれの債権消滅事由にも該当しない、ということが挙げられよう。

次に、上記の場合、なぜ「君が私に対して委任反対訴権を有する

こともない」のであろうか。ここでの「委任反対訴権」による請求内容は、「君」の奴隷が「私の名義で弁済する」ために第三者から借り入れた金銭の弁済に要する費用であると考えられるが、そもそも第三者から金銭を借り入れたことを示す内容が帳簿に記載されていないため、「委任反対訴権」が付与されない、と考えることができよう。

それでは、「私」が債務から解放されるために、そして「君が私に対して委任反対訴権を有する」ために、「債権者から受領した貨幣を私の名義で君に与える」という「かたち」で受領しなければならないとすると、そのような金銭の移動は「君の会計帳簿」にどのように記入されることになるのであろうか。

古代ギリシャ・ローマ時代エジプト銀行帳簿やデーロス島の聖域金庫の帳簿には、帳簿の主体が、ある人物から、帳簿に記載された金額の払込を受けたことが、その人物の人名の属格形で、また、帳簿の主体が、ある人物に対して、帳簿に記載された金額を支払ったことが、その人物の人名の与格形（利益の与格）で、表現されたという特徴が共通して見られた。さらに、前者には、帳簿の主体が、ある人物を債務者として、その金額の債権を有することが、その人物の人名の属格形で、また、ある人物の負担で、記載額を第三者に支払ったことが、その人物の人名の与格形で表現されたという特徴も見られた。この用語法は、TPSulp. 60-62に見られるように、1世紀プテオリおよびネアポリス近郊の帳簿にも共通すると考えられる（もっとも、ギリシャ語の属格形は、ラテン語では前置詞 *ex* + 奪格と表現される）<sup>18</sup>。

---

<sup>18</sup> 宮坂渉「1世紀プテオリおよびネアポリス近郊の帳簿と法 (Tabulae

かりに第 22 法文第 8 項の事例において、支払いを受けた「君」（ないし君の奴隷）が同様の用語法で帳簿を作成したとすれば、「貸主」（史料に言う「第三者」）が ex+奪格で、そして、その支払いが「私」の負担で行われたことが与格形で、記載されたであろう。他方、この取引は貸主の帳簿にも同様の用語法で（「君」（与格形）に「私」の負担で（与格形））記載されたであろう。

そうではなくて、「君」の奴隷が君の会計帳簿に「私」から金銭

---

Pompeianae Sulpiciorum 60-65)」ローマ法雑誌 2 号 (2021 年) 49-156 頁、116-117 頁。この用語法を踏まえると、TPSulp. 60-62 に見られる以下のような記載は、下記の取引を前提とするものと考えられる。

「某の帳簿 (tabellae+人名の属格)」

「支出 (Exp(ensos))」

「人名の与格」 (余白) 「金額」

(後見人がいればその人名の奪格)

「求め、現金を受領した (peti(i)t numeratos/um accepit)」

「家で、金庫から (domo/domi ex risco/arca)」

「受領 (Ac(ce)p(tos))」

「金庫に (Risco/Arcae)」(余白) 「金額」

まず、ギリシャ語の人名の属格形は「起源」を意味し得るところ、ラテン語では前置詞 ex+奪格と表現することができ、「金庫から ex risco」記載された「金額」の支払いがあったことを意味する。ここで支払いを受けたのは、この帳簿の主体（「tabellae+人名の属格」に現れる人物）である。次に、「支出」欄の「人名の与格」は、その「金額」が支払われた人物を意味し、「受領」欄の「金庫に risco（与格形）」は、「金庫」の負担で「人名（与格形）」にその「金額」が支払われたことを意味する。

を受領した」と記載した、すなわち、「私」が ex+奪格で記載されただけであったとすると、不都合が生じると考えられる。第1に、「私」が「君」から債務の弁済（の立証）を迫られた場合、「私」は「貸主」の帳簿を証拠に、「貸主」が「私」の負担で「君」の奴隷に出捐した金銭で弁済した、と主張するであろうが、「君」の会計帳簿の記載とは相容れないため、証拠としては不十分ということになろう。第2に、「君」が「貸主」から君の奴隷が借り受けた金銭の弁済（の立証）を迫られた場合、「君」はこれが「私」からの委任事項であり、「私」が負担すべきである、と主張するであろうが、これも「君」の会計帳簿の記載とは相容れないため、証拠として不十分ということになろう。そして、第3に、「貸主」に弁済せざるを得なかった「君」が、上述のように、「私」に委任反対訴権で費用を請求しようとする場合にも、これが「私」からの委任事項であることを「君」の会計帳簿によって証明することができない、ということになろう。これらの不都合を避けるためには、「君」の奴隷は取引の実態どおりに「君」の帳簿に記載する必要がある、と言えよう。